

平成 29 年度

佐久水道企業団水質検査計画

佐久水道企業団



高岩浄水場（処理水量 2,660m³/日 急速ろ過機）

平成 26 年 4 月に完成した浄水場　浄水場で処理された水は、
高岩配水池から高岩、天神町、下海瀬地区へ給水している。



下畑配水池（容量 3,000m³）

平成 4 年に建設された配水池　佐久穂町にある水源の水が集められ、佐久市へ給水している。



東地区簡易水道 都沢配水池（容量 355.9m³）

平成 21 年 4 月に佐久穂町から移管された配水池　大日向地区へ給水している。



館向原簡易水道 館配水池（容量 102.0m³）

平成 21 年 4 月に佐久穂町から移管された配水池 館・旭、向原地区へ給水している。



小平配水池（容量 1,000m³）

平成 19 年 4 月に佐久市（旧望月町）から移管された配水池 小平地区へ給水している。



御代田浄水場（処理水量 1,600m³/日 急速ろ過機）

浄水場で処理された水は、御代田高地区配水池から小田井、長土呂地区へ給水している。

1 はじめに

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確保するために不可欠であり、水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために検査地点、検査項目、検査頻度等を定めたものです。

佐久水道企業団では、水質検査計画を策定するにあたり、法の主旨を十分踏まえ、水質検査の重要性を認識したうえで、地域の特性や過去のデータを十分に考慮して計画を策定しました。

2 佐久水道企業団の概要

佐久水道企業団は、我が国で最初の農村地方広域水道のモデルケースとして昭和30年に設立した佐久平上水道組合を前身としている。以来、幾多の拡張改良工事を重ねて、組織団体の水道施設の統合整備を図り、現在では2市2町（構成市町は佐久市・佐久穂町・御代田町・東御市）にわたる計画給水人口120,500人の広域水道となった。

当企業団は「豊かな自然の恵み 佐久の誇りとなる 信頼される水道」を理念に掲げ、安全でおいしい水の供給とライフラインの確保を一層図るとともに、地域の発展を支えるべく施設の整備拡充を推進している。

1) 計画目標

平成29年4月より簡易水道11事業が上水道事業に統合されます。

上水道1事業及び簡易水道11事業 → 上水道1事業

平成28年度

事業名	計画給水人口	計画一日最大給水量
上水道事業	109,600人	45,900 m ³ /日
簡易水道事業（11事業）	16,505人	6,420 m ³ /日
合計	126,105人	52,320 m ³ /日

平成29年度

事業名	計画給水人口	計画一日最大給水量
上水道事業	120,500人	49,700 m ³ /日
合計	120,500人	49,700 m ³ /日

2) 施設状況（稼働施設）

平成 28 年度

事業名	水源施設	浄水施設	配水池	管延長
上水道事業	42 箇所	2 箇所	54 池	877, 279m
簡易水道事業	18 箇所	2 箇所	25 池	183, 549m
合計	60 箇所	4 箇所	79 池	1, 060, 828m

平成 29 年度

事業名	水源施設	浄水施設	配水池	管延長
上水道事業	59 箇所	4 箇所	79 箇所	1, 062, 222m
合計	59 箇所	4 箇所	79 箇所	1, 062, 222m

3) 給水状況

(1) 市町別給水状況（平成 27 年度末現在）

市町名	給水戸数（戸）	給水人口（人）	年間有収水量(m³/年)	構成比（%）
佐久穂町	4, 156	10, 718	893, 364	6. 86
佐久市	42, 725	98, 637	11, 049, 049	84. 88
臼田	5, 709	13, 725	1, 475, 666	11. 34
野沢	7, 227	17, 870	1, 691, 047	12. 99
中込	7, 176	15, 454	1, 949, 279	14. 97
岩村田	12, 558	27, 350	3, 510, 795	26. 97
東・平根	3, 978	9, 571	903, 358	6. 94
浅科	2, 403	5, 859	589, 978	4. 53
望月	3, 674	8, 808	928, 926	7. 14
東御市	736	1, 787	158, 017	1. 21
御代田町	3, 370	8, 087	918, 165	7. 05
合計	50, 987	119, 229	13, 018, 595	100. 00

(2) 水道事業別給水状況（平成 27 年度末現在）

種別	給水戸数（戸）	年間総配水量（m³）	1 日平均配水量（m³）	1 日最大配水量（m³）
上水道事業	46, 348	14, 062, 372	38, 421	42, 770
簡易水道事業	4, 639	1, 362, 837	3, 723	4, 376
合計	50, 987	15, 425, 209	42, 145	46, 869

3 水質検査計画

1) 基本方針

◇今年度の計画において重視した点

○水道水に対する信頼性を高めることを目的として、今年度も浄水のすべての項目について年1回以上の検査を行います。

○浄水（配水池などで消毒して給水される水道水）の水質検査において、検査項目の中には、過去3年間の検出結果が基準値の10分の1以下の場合、検査頻度を3年に1回以上に減らすことのできる項目や過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略できる項目もありますが、安全性の確認という観点から検査頻度を減らさずに、年1回以上検査を行うことを基本とします。

○水道原水に汚染のおそれのある病原性微生物の検査をします。

○クリプトスボリジウムやジアルジアといった病原性微生物は、人に感染症を引き起こすと共に塩素消毒が効きにくいといった特徴を持っています。

○佐久水道企業団では、水源へ病原性微生物が混入しないよう尽力すると共に、水道におけるクリプトスボリジウム等対策指針に基づく検査を実施します。

○また他の病原性微生物についても必要に応じ検査します。

○福島第1原発の事故に伴う放射性物質検査を実施します。

○平成23年3月より飲料水中の放射性物質検査を実施しております。飲料水を含む食品中の放射性物質について、食品衛生法の規定に基づく新たな基準が設定され、平成24年4月1日に施行されたことを踏まえ、新基準で検査を実施してきました。引き続き平成29年度も検査頻度等を検討しながら検査を継続的に実施いたします。

◇その他の計画についての基本的な事項

○供給する水が給水栓において水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

○水道法などにより検査が義務付けられている項目及び水質管理上必要と思われる項目について行います。

○浄水の水質検査は、各配水池などの系統別の各管末である、49箇所の蛇口の水（給水栓水）で行います。

○検査頻度は、水源の状況、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して設定します。

- 毎日検査（残留塩素、色及び濁り）は1日1回行う。
- 省略不可能項目は月1回行う。
- シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒドについては3ヶ月に1度（年4回）行う。
- すべての項目において、1年に1回は必ず検査を行う。
- 水源の水質検査頻度については、水源の状況を水質的に判断するため、概ね年1回行います。
- 水道におけるクリプトスピリジウム等対策指針」に基づき指標菌検出の有無や地表水混入によって、それぞれの水源の汚染のおそれの程度をレベル1～4に分類し、レベル3、4の水源において、3ヶ月に1回の頻度でクリプトスピリジウムとジアルジアの検査を実施します。
- 季節によって状況の悪化が予想される水源は、臨時に水質の検査を行います。
- その他、必要な検査項目が発生した場合は、検討のうえ、隨時対応することとします。

2) 水源の状況及び原水、浄水の状況

・水源は、湧水、浅層地下水、深層地下水であり、すべての水源周辺には汚染源となるような工場、畜産施設、下水処理施設等はありません。平成29年度に利用する水源は59箇所あり、大きく分けますと八ヶ岳系統、浅間系統、蓼科系統の3系統に分かれます。

① 佐久穂町地籍にあります八ヶ岳系統の水源につきましては、硬度が低く軟水で、PH値も7.0～7.7程度で概ね中性～弱アルカリ性の水です。

② 軽井沢町地籍にあります浅間系統の水源につきましては、硬度が高く硬水で、PH値も6.5～7.0の概ね中性～弱酸性の水です。また、自己水源だけでは、水量が不足してしまうため浅麓水道企業団より不足分を受水しています。

③ 旧望月町地籍にあります蓼科系統の水源につきましては、硬度が低く軟水で、PH値も7.0～8.0程度で概ね中性～弱アルカリ性の水です。

それぞれの比較

八ヶ岳系統	浅間系統	蓼科系統
<ul style="list-style-type: none"> ・軟水 ・PH 7.0～7.7 ・中性～弱アルカリ性 	<ul style="list-style-type: none"> ・硬水 ・PH 6.5～7.0 ・中性～弱酸性 	<ul style="list-style-type: none"> ・軟水 ・PH 7.0～8.0 ・中性～弱アルカリ性

3) 検査機関

水質基準項目の検査は、基本的に佐久圏域水道水質検査協議会で行います。

クリプトスピリジウムや目標管理設定項目などその他の必要な項目の検査については、適切な検査機関を決め依頼します。

4) 検査方法

水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により検査します。その他については厚生労働省水道課長通知、上水試験法等に基づいて行います。

5) 水質検査地点

(1) 原水

市町名	種 別	水 源 名
佐 久 穂 町	湧 水	千ヶ日向（湧水、井戸）水源、大石、大石 ϕ 350 水源、高岩天神町水源、宮前第1水源、都沢第1水源、都沢第2水源、都沢第3水源、都沢第7水源、霧久保第4水源、霧久保第5水源、館水源、都沢浄水場（処理水）
	地下水	高岩水源、うその口水源、八郡水源、宮前第2水源、下畠水源、海瀬第1水源、海瀬第2水源、海瀬第3水源、海瀬第4水源、高野町第2水源、高野町第3水源、水の入第1水源、水の入第2水源、雲場水源
佐 久 市	湧 水	上小田切水源（簡水）・（合流）、館ヶ沢水源、牛馬ヶ沢水源、初谷水源、東第1水源、東第2水源、東地水源、布施第1・2水源、布施第3水源、五斗水水源（長者原）、合の沢第1水源、合の沢2水源、菅原水源、寺久保水源、川瀬水源、五斗水水源（湯沢）
	地下水	小田切第1水源、下越第1水源、下越第2水源、下越第4水源、下越第5水源、大沢水源、大沢新田水源、小宮山水源、沓沢第1水源、矢島第2水源、西山第2水源、岩下水源
軽 井 沢 町	湧水・受水	谷地沢水源、接合井2箇所

(2) 净水

浄水については、各配水池系統の管末付近の給水栓とします。

6) 検査頻度

(1) 毎日検査項目

1日1回の検査を各配水池系統の管末付近の使用者に依頼します。

項目	検査頻度	備考
・色	365回/年	水道法施行規則第15条 第1項第1号のイによる。
・濁り	365回/年	
・消毒の残留効果（残留塩素）	365回/年	

(2) 水質基準項目

検査地点や項目により異なりますが、月1回、年4回、または年1回とします。

7) 臨時検査

臨時検査は、次のときに行います。

- ・水源の水質が著しく悪化したとき。
- ・水源に異常があったとき。
- ・水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行したとき。
- ・浄水過程に異常があったとき。
- ・送配水管などの水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ・その他特に必要があると認められたとき。

8) 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、佐久水道企業団窓口で閲覧できるように計画書を設置するほか、佐久水道企業団ホームページへ掲載して公開します。

水質検査結果については、計画に基づき水質検査を行い、佐久水道企業団窓口にて閲覧できるほか、佐久水道企業団ホームページにて公開します。

9) 検査結果の評価について

検査結果の評価は検査ごとに行います。また、検査の結果をもとに必要に応じて検査計画の見直しを隨時行うこととします。

10) 水質検査の精度と信頼性について

水質検査結果を評価するに当たり、検査の精度と信頼性を確保するために佐久圏域水道水質検査協議会と連携して技術の向上に努めます。

11) 関係者との連携

水道施設で水質汚染事故が発生した場合は、地方事務所、構成市町及び関係水道事業体と情報交換及び共有を図りながら連絡を密にし、現地調査を行い、危機管理対策マニュアル等に基づき、即時対応できるよう体制を整えていきます。

平成29年度

佐久水道企業団 水質検査地点（浄水）

No.	施設名（配水池水系）	採水地点	ページ
1	畠八配水池	下畠	15
2	穂積配水池	花岡	16
3	高野町配水池	桜町	17
4	上野大久保配水池	大久保	18
5	八郡配水池	八郡	19
6	高岩配水池	宿岩	20
7	雲場配水池	影	21
8	田口配水池	清川	22
9	旧田口配水池	丸山	23
10	小田切配水池	湯原（滝）	24
11	大沢新田配水池	湯原新田	25
12	上小田切配水池	上小田切	26
13	長峰配水池	肱水	27
14	平賀城平配水池	平賀城平	28
15	黒田配水池	相立	29
16	館ヶ沢配水池	館ヶ沢	30
17	浅科配水池	蓬田	31
18	下畠系（御馬寄）	御馬寄	32
19	沓沢配水池	沓沢	33
20	小宮山配水池	下県	34
21	西山高地区配水池	東立科	35
22	稲荷山配水池	中込原	36
23	平賀城配水池	跡部	37
24	御代田高地区配水池	長土呂	38
25	下畠系（佐久平駅）	佐久平駅	39
26	大沢第二配水池	大沢	40
27	平賀配水池	志賀	41
28	志賀低地区配水池	西地	42
29	志賀高地区配水池	駒込	43
30	東地配水池	東地	44
31	東山内山低地区配水池	東山	45
32	下畠系（リーコーバーク）	瀬戸	46
33	平尾配水池	下平尾	47
34	雨池配水池	向原	48
35	草越第1配水池	広戸	49
36	草越配水池	豊昇	50
37	第1配水池	布下	51
38	七ツ塚配水池	観音寺	52
39	合の沢配水池	土林	53
40	湯沢配水池	春日	54
41	岩下配水池	春日	55
42	大木配水池	布施	56
43	長者原配水池	長者原	57
44	霧久保配水池	大日向	58
45	都沢配水池	大日向	59
46	館配水池	向原	60
47	水の入配水池	針ノ木沢	61
48	北川第二配水池	北川	62
49	余地配水池	余地	63

水質基準項目

番号	検査項目	基準値	原水水質 検査項目	浄水水質 検査項目
基1	一般細菌	病原生物による汚染の指標	100 個/ml以下	○ ○
基2	大腸菌		検出されないこと	○ ○
基3	カドミウム及びその化合物		0.003 mg/1以下	○ ○
基4	水銀及びその化合物		0.0005 mg/1以下	○ ○
基5	セレン及びその化合物		0.01 mg/1以下	○ ○
基6	鉛及びその化合物		0.01 mg/1以下	○ ○
基7	ヒ素及びその化合物		0.01 mg/1以下	○ ○
基8	六価クロム化合物		0.05 mg/1以下	○ ○
基9	亜硝酸態窒素		0.04 mg/1以下	○ ○
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン		0.01 mg/1以下	○ ○
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10 mg/1以下	○ ○
基12	フッ素及びその化合物		0.8 mg/1以下	○ ○
基13	ホウ素及びその化合物		1.0 mg/1以下	○ ○
基14	四塩化炭素		0.002 mg/1以下	○ ○
基15	1, 4-ジオキサン		0.05 mg/1以下	○ ○
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2ジクロロエチレン		0.04 mg/1以下	○ ○
基17	ジクロロメタン	一般有機物	0.02 mg/1以下	○ ○
基18	テトラクロロエチレン		0.01 mg/1以下	○ ○
基19	トリクロロエチレン		0.01 mg/1以下	○ ○
基20	ベンゼン		0.01 mg/1以下	○ ○
基21	塩素酸		0.6 mg/1以下	○ ○
基22	クロロ酢酸		0.02 mg/1以下	○ ○
基23	クロロホルム		0.06 mg/1以下	○ ○
基24	ジクロロ酢酸		0.03 mg/1以下	○ ○
基25	ジブロモクロロメタン		0.1 mg/1以下	○ ○
基26	臭素酸		0.01 mg/1以下	○ ○
基27	総トリハロメタン	消毒副生成物	0.1 mg/1以下	○ ○
基28	トリクロロ酢酸		0.03 mg/1以下	○ ○
基29	ブロモジクロロメタン		0.03 mg/1以下	○ ○
基30	ブロモホルム		0.09 mg/1以下	○ ○
基31	ホルムアルデヒド		0.08 mg/1以下	○ ○
基32	亜鉛及びその化合物	着色	1.0 mg/1以下	○ ○
基33	アルミニウム及びその化合物		0.2 mg/1以下	○ ○
基34	鉄及びその化合物		0.3 mg/1以下	○ ○
基35	銅及びその化合物		1.0 mg/1以下	○ ○
基36	ナトリウム及びその化合物	味	200 mg/1以下	○ ○
基37	マンガン及びその化合物		0.05 mg/1以下	○ ○
基38	塩化物イオン	味	200 mg/1以下	○ ○
基39	カルシウム、マグネシウム等		300 mg/1以下	○ ○
基40	蒸発残留物		500 mg/1以下	○ ○
基41	陰イオン界面活性剤	発泡	0.2 mg/1以下	○ ○
基42	ジエオスミン		0.00001 mg/1以下	○ ○
基43	2-メチルイソボルネオール	かび臭	0.00001 mg/1以下	○ ○
基44	非イオン界面活性剤		0.02 mg/1以下	○ ○
基45	フェノール類	臭気	0.005 mg/1以下	○ ○
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		3 mg/1以下	○ ○
基47	pH値	基礎的性状	5.8以上8.6以下	○ ○
基48	味		異常でないこと	○ ○
基49	臭気		異常でないこと	○ ○
基50	色度		5 度以下	○ ○
基51	濁度		2 度以下	○ ○

平成29年度

佐久水道企業団 原水水質検査回数

		全項目	トリハロメタン生成能	アンモニア態窒素	指標菌	濁度	AL	指標菌 検出	推奨 レベル
1	千ヶ日向（井戸）	1	1	1	12	11		○	3
2	千ヶ日向（湧水）	1	1	1	12	11		○	3
3	大石	1	1	1	12	11		○	3
4	大石 φ350	1	1	1	12	11		○	3
5	高岩天神町	1	1	1	4	3			2
6	高岩	1	1	1	12	11		○	3
7	うその口	1	1	1	1				
8	八郡	1	1	1	1	1			
9	宮前第1（浅井戸）	1	1	1	4	3			2
10	宮前第2（深井戸）	1	1	1	1				
11	下畑	1	1	1	4	3			2
12	海瀬第1	1	1	1	1	1			
13	海瀬第2	1	1	1	1	1			
14	海瀬第3	1	1	1	1	1			
15	海瀬第4	1	1	1	1	1			
16	高野町第2	1	1	1	1	1			
17	高野町第3	1	1	1	1	1			
18	上小田切（簡水）	1	1	1	4	3			2
19	上小田切（合流）	1	1	1	4	3			2
20	小田切第1	1	1	1	1	1			
21	小田切第2 ※予備水源	1	1	1	1	1			
22	下越第1	1	1	1	1	1			
23	下越第2	1	1	1	1	1			
24	下越第4	1	1	1	1	1			
25	下越第5	1	1	1	1	1			
26	大沢	1	1	1	1	1			
27	大沢第2（自噴） ※予備水源	1	1	1	1	1			
28	大沢新田	1	1	1	1	1			
29	小宮山	1	1	1	1	1			
30	沓沢第1	1	1	1	1	1			
31	沓沢第2 ※予備水源	1	1	1	1	1			
32	浅科 ※予備水源	1	1	1	1	1			
33	矢島 ※予備水源	1	1	1	1	1			
34	矢島第2	1	1	1	1	1			
35	西山第2	1	1	1	1	1			
36	館ヶ沢	1	1	1	12	11		○	3
37	牛馬ヶ沢	1	1	1	12	11		○	3
38	初谷	1	1	1	12	11		○	3
39	東第1	1	1	1	12	11		○	3
40	東第2	1	1	1	12	11		○	3
41	東地	1	1	1	12	11		○	3
42	東地（深井戸） ※予備水源	1	1	1	1	1			
43	谷地沢	1	1	1	12	11		○	3
44	谷地沢接合井	1							
45	雨池接合井	1							
46	布施第1・2	1	1	1	12	11		○	3
47	布施第3	1	1	1	1	1			
48	五斗水（長者原）	1	1	1	12	11		○	3
49	合の沢第1	1	1	1	4	3			2
50	合の沢第2	1	1	1	12	11		○	3
51	合の沢第1・2（合流）	1	1	1	12	11		○	3
52	菅原	1	1	1	12	11		○	3
53	寺久保	1	1	1	12	11		○	3
54	岩下	1	1	1	1	1			
55	川瀬	1	1	1	12	11		○	3
56	五斗水（湯沢）	1	1	1	4	3			2
57	都沢（合流）	1	1	1	12	11		○	3
58	都沢第1	1	1	1	12	11		○	3
59	都沢第2	1	1	1	12	11		○	3
60	都沢第3	1	1	1	12	11		○	3
61	霧久保第4	1	1	1	12	11		○	3
62	霧久保第5	1	1	1	12	11		○	3
63	都沢第7	1	1	1	12	11		○	4
64	館水源	1	1	1	12	11		○	3
65	水ノ入第1	1	1	1	1	1			
66	水ノ入第2	1	1	1	1	1			
67	雲場	1	1	1	1	1			
68	都沢浄水場（処理水）	1	1	1	1	1			
69	高岩浄水場（処理水）	1	1	1	1	1			
70	香坂東地浄水場（処理水）	1	1	1	1	1			
71	御代田浄水場（処理水）	1	1	1	1	1	11		
合計		71	69	69	387	318	11		

平成29年度

佐久水道企業団 済水水質検査回数

検 体 番 号	施設名	採水地点	検査する項目									
			全 項 目	省 略 不 可 能 項 目	消 毒 副 生 成 物	塩 素 酸	ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	硝 酸 態 窒 素 及 び 亜 塩 素	フ ッ 素	ホ ウ 素	カル シ ウ ム ・ マ グ	
											ホウ素	カルシウム・マグ
51	烟八配水池	下烟	1	11	3	3						
52	穂積配水池	花岡	1	11	3	3						
60	高野町配水池	桜町	1	11	3	3						
71	上野大久保配水池	大久保	1	11	3	3						
78	八郡配水池	八郡	1	11	3	3						
88	高岩配水池	宿岩	1	11	3	3			3			
9	雲場配水池	影	1	11	3	3						
56	田口配水池	清川	1	11	3	3						
57	旧田口配水池	丸山	1	11	3	3						
72	小田切配水池	湯原（滝）	1	11	3	3						
74	大沢新田配水池	湯原新田	1	11	3	3						
77	上小田切配水池	上小田切	1	11	3	3						
70	長峰配水池	肱水	1	11	3	3						
79	平賀城平配水池	平賀城平	1	11	3	3						
81	黒田配水池	相立	1	11	3	3						
82	館ヶ沢配水池	館ヶ沢	1	11	3	3						
92	下烟配水池（リーチパーク）	瀬戸	1	11	3	3						
61	浅科配水池	蓬田	1	11	3	3						
66	下烟配水池（御馬寄）	御馬寄	1	11	3	3						
69	沓沢配水池	沓沢	1	11	3	3						
76	小宮山配水池	下県	1	11	3	3						
90	西山高地区配水池	東立科	1	11	3	3						
54	鶴荷山配水池	中込原	1	11	3	3						
55	平賀城配水池	跡部	1	11	3	3						
59	御代田高地区配水池	長土呂	1	11	3	3			3	3	3	3
68	下烟配水池（佐久平駅）	佐久平駅	1	11	3	3						
75	大沢第二配水池	大沢	1	11	3	3						
53	平賀配水池	志賀	1	11	3	3						
58	志賀低地区配水池	西地	1	11	3	3						
62	志賀高地区配水池	駒込	1	11	3	3						
83	東地配水池	東地	1	11	3	3						
91	東山内山低地区配水池	東山	1	11	3	3						
64	平尾配水池	下平尾	1	11	3	3			3	3	3	3
65	雨池配水池	向原	1	11	3	3					3	3
86	草越第1配水池	広戸	1	11	3	3			3	3	3	3
87	草越配水池	豊昇	1	11	3	3			3	3	3	3
T62	第1配水池	常満団地	1	11	3	3						
T63	七ツ塚配水池	観音寺	1	11	3	3						
T73	合の沢配水池	土林	1	11	3	3						
T64	湯沢配水池	春日	1	11	3	3						
T65	岩下配水池	入片倉	1	11	3	3						
T66	大木配水池	布施	1	11	3	3						
T71	長者原配水池	長者原	1	11	3	3						
3	霧久保配水池	大日向	1	11	3	3						
6	都沢配水池	大日向	1	11	3	3						
7	館配水池	向原	1	11	3	3						
10	水の入配水池	針ノ木沢	1	11	3	3						
93	北川第2配水池	北川	1	11	3	3						
94	余地配水池	余地	1	11	3	3						
	合計		49	539	147	147	0	3	12	12	15	15

平成29年度

佐久水道企業団 クリプトスボリジウム・ジアルシア検査回数

	検査箇所	推奨レベル	検査回数(回/年)	検査月 (4・7・10・11月)	検査月 (5・8・11・12月)	検査月 (6・9・12・3月)
1	千ヶ日向水源(井戸)	3	4			●
2	千ヶ日向水源(湧水)	3	4		●	
3	大石水源	3	4			●
4	大石 φ 350	3	4		●	
5	高岩水源	3	4	●		
6	館ヶ沢水源	3	4	●		
7	牛馬ヶ沢水源	3	4			●
8	初谷水源	3	4	●		
9	東第1水源	3	4		●	
10	東第2水源	3	4			●
11	東地水源	3	4		●	
12	谷地沢水源	3	4			●
13	布施第1・2水源	3	4			●
14	五斗水水源(長者原)	3	4	●		
15	合の沢第2水源	3	4	●		
16	合の沢第1・2水源(合流)	3	4		●	
17	菅原水源	3	4	●		
18	寺久保水源	3	4		●	
19	川瀬水源	3	4	●		
20	都沢第1水源	3	4		●	
21	都沢第2水源	3	4		●	
22	都沢第3水源	3	4			●
23	都沢第7水源	4	4		●	
24	都沢	3	4	●		
25	霧久保第4水源	3	4	●		
26	霧久保第5水源	3	4			●
27	館水源	3	4			●
			108	9	9	9

畠八配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に 1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下		1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

穂積配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ³ 1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1 以下	原因藻類発生時期に 1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1 以下		1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1 以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1 以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1 以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

高野町配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/ml 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランスク-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/l以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l 以下	原因藻類発生時期に 1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/l 以下	原因藻類発生時期に 1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/l 以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/l 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/l 以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

上野大久保配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ³ 1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1-, 2ジクロロエチレン及びトランスクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に 1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下		1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

八郡配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/mL 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1 以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1 以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1 以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1 以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1 以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

高岩配水池 檢査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/mL 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	過去3年間に1/5を超過し検出されているため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1-, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1-, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l 以下	原因藻類発生時期に 1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/l 以下		1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/ l 以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/ l 以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/ l 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/ l 以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

雲場配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/ml 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1 以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1 以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1 以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1 以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H 値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1 以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

田口配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/mL以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランスク-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に 1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下		1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

旧田口配水池 査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

小田切配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/mL 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

大沢新田配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/mL 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に 1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下		1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

上小田切配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/mL 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1 以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1 以下		1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1 以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1 以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H 値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1 以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

長峰配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に 1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下		1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

平賀城平配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ³ 1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

黒田配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

館ヶ沢配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ³ 1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

浅科配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランスク-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/l以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	原因藻類発生時期に 1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/l以下		1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/l以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/l以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

下畠系（御馬寄）検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m l 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/l以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	原因藻類発生時期に 1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/l以下		1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/l以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/l以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

沓沢配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ³ 1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

小宮山配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/mL 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H 値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

西山高地区配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/mL 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H 値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

稻荷山配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/mL 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

平賀城配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/mL 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

御代田高地区配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/mL 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

下畑系（佐久平駅）検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランスク-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/l以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	原因藻類発生時期に 1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/l以下		1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/l以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/l以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

大沢第二配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ³ 1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に 1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に 1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

平賀配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ³ 1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

志賀低地区配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ³ 1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

志賀高地区配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

東地配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/mL 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

東山内山低地区配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ³ 1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

下細系（リサーチハーベク） 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/mL以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

平尾配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ³ 1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に 1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下		1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

雨池配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ³ 1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

草越第1配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

草越配水池水系 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	安全性の確認のため
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

第1配水池水系 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ³ 1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

七ツ塚配水池 検査頻度

※七ツ塚系と鳶岩系を分離。平成23年度から新設。

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/ml 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

合の沢配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ³ 1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

湯沢配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ³ 1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

岩下配水池水系 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/mL 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

大木配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

長者原配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/mL 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

霧久保配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ³ 1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	過去3年間に1/10を超過して検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

都沢配水池水系 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	過去3年間に1/10を超過して検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

館配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/mL以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランスクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に 1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下		1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

水の入配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/ml 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	プロモホルム	0.09 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/l以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基40	蒸発残留物	500 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/l以下	原因藻類発生時期に 1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下		1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/l以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基47	p H 値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	色	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	消毒の残留効果	0.1mg/l以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/l以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

北川第二配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/mL 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に 1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下		1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる

余地配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランスク-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に 1回以上	1回/年	安全性の確認のため
基43	2-メチルソボルネオール	0.00001mg/1以下		1回/年	安全性の確認のため
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月	1回/年	安全性の確認のため
基46	有機物（全有機炭素（T O C）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基50	色度	5 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
基51	濁度	2 度以下	1回/月	1回/月	省略不可能項目
毎1	色	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条1項第1号イによる